

ご存知ですか？

# 被災建築物 応急危険度判定制度

応急危険度判定とは、大規模地震で被災した建築物について、余震等による建築物の倒壊や部材の落下などから生ずる二次災害を防止するため、建築物の危険性を応急的に判定する制度です。

判定結果は、3種類  
「緑(調査済み)」、「黄(要注意)」、「赤(危険)」

判定を実施した建築物には、3種類の判定標識のいずれかが、道路などの外部から見やすい位置に貼り付けられます。(右写真参照)

通行者に対しても、建築物の危険性が容易に識別できるようになります。



平成28年熊本地震 平塚市判定状況



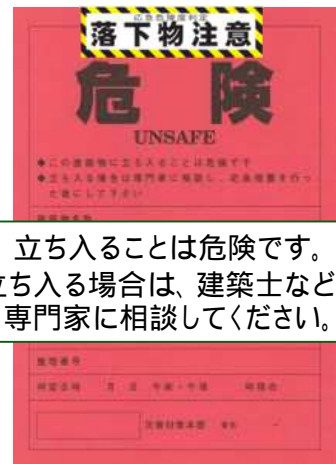
被害程度は小さいと考えられ、使用可能です。

判定標識(緑)



立ち入る場合は十分な注意が必要です。

判定標識(黄)



立ち入ることは危険です。立ち入る場合は、建築士などの専門家に相談してください。

判定標識(赤)

## 『罹災証明』を発行する調査とは異なります！

被災者への各種支援施策や税の減免等を申請する際に必要となる『罹災証明』を発行するための被害調査とは異なります。

応急危険度判定の判定結果では、家屋の『罹災証明』は発行できませんので、ご注意ください。

## 何を調査するの？

外観から、建築物の傾きやひび割れ等を調査します。居住者に対するヒアリングや状況説明を行うこともあります。不在の場合でも判定調査は行います。

## ご協力をお願いします！

建築物に被害を受けた場合は、判定活動が円滑に行えるよう、ご理解とご協力をお願いします。

## 応急危険度判定活動 実施までの流れ

**大規模な地震発生**



**平塚市災害対策本部が  
応急危険度判定の実施を決定**



**応急危険度判定の実施**



判定は、判定実施計画に基づいて順次するものです。原則として、住民の方からの要望に応じて行うものではありません。

判定が実施されるまでの間、そのまま居住することに不安を感じる場合は、安全なところへの避難をお願いします。

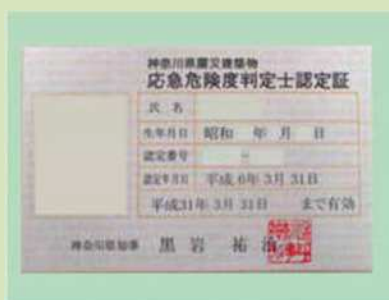
## 応急危険度判定士（判定活動を現地で実施する人）

### 応急危険度判定士とは

都道府県知事の認定を受けた「建築士」又は「特殊建築物等調査資格者」等が、応急危険度判定活動を行います。応急危険度判定士は、「応急危険度判定士」と明示した腕章(下写真)を着用し、判定士認定証(下写真)を携帯しています。



応急危険度判定士腕章



応急危険度判定士認定証



応急危険度判定士と明示されているヘルメット

神奈川県建築物震後対策推進協議会のホームページでも、応急危険度判定制度の詳細を確認することができます。

右の二次元バーコードからもアクセスできます。



### 【問い合わせ先】

平塚市  
まちづくり政策部建築指導課  
電話 0463-20-8860  
FAX 0463-21-9769